

## 1 食品衛生法の抜粋と要約

**第1条** (目的) 食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することで、国民の健康の保護を図ること。

**第3条** (食品等事業者の責務) 食品等事業者は自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第4条** (定義) この法律で食品とは、すべての飲食物をいう。

○4 この法律で器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。

○5 この法律で容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。

○6 この法律で食品衛生とは、食品、添加物、器具及び容器包装を対象とする飲食に関する衛生をいう。

○7 この法律で営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。

○8 この法律で営業者とは、営業を営む人又は法人をいう。

**第10条** (添加物等の販売制限) 人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除いては、添加物やこれを含む製剤及び食品は、これを販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

**第19条** (表示) 販売の用に供する食品等に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

○2 前項の規定により表示の基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売もしくは陳列し、又は営業上使用してはならない。

**第20条** (広告) 公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広告をしてはならない。

**第48条** (営業) 乳製品、第十条の規定により厚生労働大臣が定めた添加物その他製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であつて政令で定めるものの製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理するため施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。 ➡ その他の営業者は食品衛生に関する責任者を置く。(食品衛生責任者という)

**第50条** (営業施設の基準) 都道府県は、営業施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で、必要な基準を定める。

**第51条** (業種別基準) 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

**第52条**（営業の許可）前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

食品衛生法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO233.html>

商品衛生法施行令 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S28/S28SE229.html>

資料責任 NPO法人ちば農業支援ネットワーク 上野